



# 坂東知子 一般質問資料

## 大項目1 ネーミングライツについて

- ・ 契約期間とネーミングライツ料について

## 大項目2 連携協定について

- ・ 連携事業実施報告について
- ・ 日本 GLP (株)、アスクル(株)との協定について

## 大項目3 市観光協会について

- ・ あげおイルミネーションについて

## 大項目4 いじめ重大事態について

- ・ 調査報告書（令和7年10月27日答申）  
のその後について
- ・ 上尾市いじめ問題調査委員会について

## 8 契約更新

### (1) 契約を継続(更新)する場合

#### ① 基本的事項

- ・ネーミングライツパートナーは、契約期間満了後の次回契約に際し、市と優先的に交渉することができます。
- ・ネーミングライツパートナーは契約期間満了日の10か月前までに、市(ネーミングライツ施設所管課)に契約更新の有無について、意思表示を行います。
- ・ネーミングライツパートナーから更新の意思表示があったときは、施設所管課は更新の条件(期間、金額等)のヒアリングをします。(同期間、同額を前提とする必要はありません。ネーミングライツパートナーが提示した条件を基に、審査委員会で契約更新をするか判断します。)
- ・契約更新の際も、新規にネーミングライツパートナーを決定する場合と同様に、書類の提出を求め、それらの審査を行うものとします。
- ・市民意見の募集については省略することができます。



資料②

# 自然学習館、バーベキュー場 管理委託料

引用：令和8年度上尾市一般会計予算

12委託料	557,237	(
市立公園管理委託料	267,300	
上尾丸山公園外2施設管理委託料	194,629	(
戸崎公園管理運営委託料	28,050	
街区公園設計測量等委託料	11,818	
丸山公園管理委託料	23,547	(
戸崎公園管理等委託料	4,845	
ヤギ飼育委託料	3,042	
公園等管理委託料	15,055	(
(仮)平方雨沼公園管理委託料	4,627	
公園施設維持管理更新計画更新支援委託料	4,324	
12使用料及び賃借料	7,185	

7 土木費 - 4 都市計画費  
 6 公園費  
 12 委託料 1億9,462万9千円 / 年

ネーミングライツ料10万円/年 (10年間)は妥当なのか？

坂東知子

## 資料③

# 災害時の物資の供給及び一時保管等に関する協定

広報あげお7月号 : <https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/attachment/111106.pdf>

## 3 者連携による災害に強いまちづくり 災害時の物資の供給及び一時保管等に関する協定締結式



左から、日本GLP(株)帖佐社長、ちようさ 畠山市長、アスクル(株)吉岡社長

5月23日、市内で新たに開所した物流センター「ASKUL 関東DC」において、上尾市、日本GLP(株)、アスクル(株)3者による「災害時の物資の供給及び一時保管等に関する協定締結式」が行われました。

本協定は、災害発生時に市からの要請に基づき、アスクル(株)は物資の提供を行い、アスクル(株)と日本GLP(株)は支援物資の一時保管場所として施設を提供するものです。

アスクル(株)吉岡社長からは「万が一の際には最大限の役に立ちたい」、日本GLP(株)帖佐社長からは「地域の方々に愛される施設運営に努めたい」との思いが語られました。畠山市長は「3者で連携し、災害に強いまちづくりを推進する」と述べました。

本協定は、災害発生時に市からの要請に基づき、アスクル(株)は物資の提供を行い、アスクル(株)と日本GLP(株)は支援物資の一時保管場所として施設を提供するものです。

# 資料④

# あげおイルミネーション協賛企業



上尾市観光協会HP 「2025あげおイルミネーション 協賛企業・事業所団体様一覧」  
<https://www.ageo-kankou.com/?p=we-page-entry&spot=589906&type=spot&cat=27579&>

太田市役所イルミネーション  
<https://www.ryomo-kouiki.jp/location/gunma/ota/2082.html>

坂東知子

# 上尾市いじめ重大事態対応マニュアル

## 資料⑤

引用：上尾市いじめ重大事態対応マニュアル  
[https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/life/385620\\_1038815\\_misc.pdf](https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/life/385620_1038815_misc.pdf)

### 6 調査組織の設置

- 上尾市においては、調査の主体は、原則、学校とするが、個別の重大事態の状況に応じて、第三者委員会方式（上尾市いじめ問題調査委員会）、もしくは教育委員会等方式で調査を行う。その判断は、教育委員会が行う。
- 学校主体の調査であっても、事案の状況により教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員が調査を行うこともある。
- 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態は、上尾市いじめ問題調査委員会が調査を行う。

#### （１）調査主体の決定

法律上、重大事態調査は、教育委員会又は学校が行うものとされております。上尾市では、原則、学校主体の調査組織が調査を実施しますが、個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者主体の調査組織が調査を実施します。学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は、教育委員会が行います。

### 6 調査組織の設置

学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は、教育委員会が行います。

### 7 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

第1段階 【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

※別添チェックリスト参照

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

### 7 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認。
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認。

# 重大事態対応マニュアル チェックリスト

引用：いじめ重大事態対応マニュアル チェックリスト  
[https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/life/385620\\_1038823\\_misc.pdf](https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/life/385620_1038823_misc.pdf)

③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>

**③調査組織の構成に関する意向の確認**  
**対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。**

⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>

**⑤調査方法や調査対象者についての確認**  
**調査方法について要望があるか確認した。**